



# 1 組織づくり編



# 1-1 施設内で患者が発生する前に

早期から対策を講じるために  
事前に対策委員会を整備します



◎対策委員会の目的 《施設内部での‘共通認識’をもつ！！》

- ・ 全ての職員が衛生管理が出来るようにすること  
(職員研修・訓練の実施・自主管理マニュアル整備)
- ・ 職員、施設管理医、外部組織(市町村、保健所)、利用者家族など関係者にすばやく連絡を取れるようにすること
- ・ 現場責任者の選任など、管理体制を明確化すること

◎対策委員会のメンバー

施設長 看護職 介護職 調理職 事務関係者  
嘱託医など



## 1-2 対策委員会で話し合うこと

- ・ ノロウイルスに関する一般的な知識の確認
- ・ 職種・職域ごとの対策確認
- 連絡体制の確認、職員の研修、自主管理マニュアルのチェック、管理体制の明確化（現場責任者の選任など）
- ・ 平常時・事件発生時のチェックシートの作成・確認

「どんな時でも誰でも対応可能に！！」

# 1-3 連絡体制



## 1 職員の情報連絡網

- ・勤務時間内
- ・勤務時間外

## 2 施設管理医(協力医)の連絡先

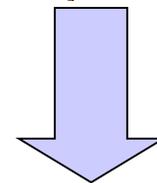
## 3 市町村等の社会福祉施設主管課

## 4 保健所

## 5 利用者家族への情報伝達方法

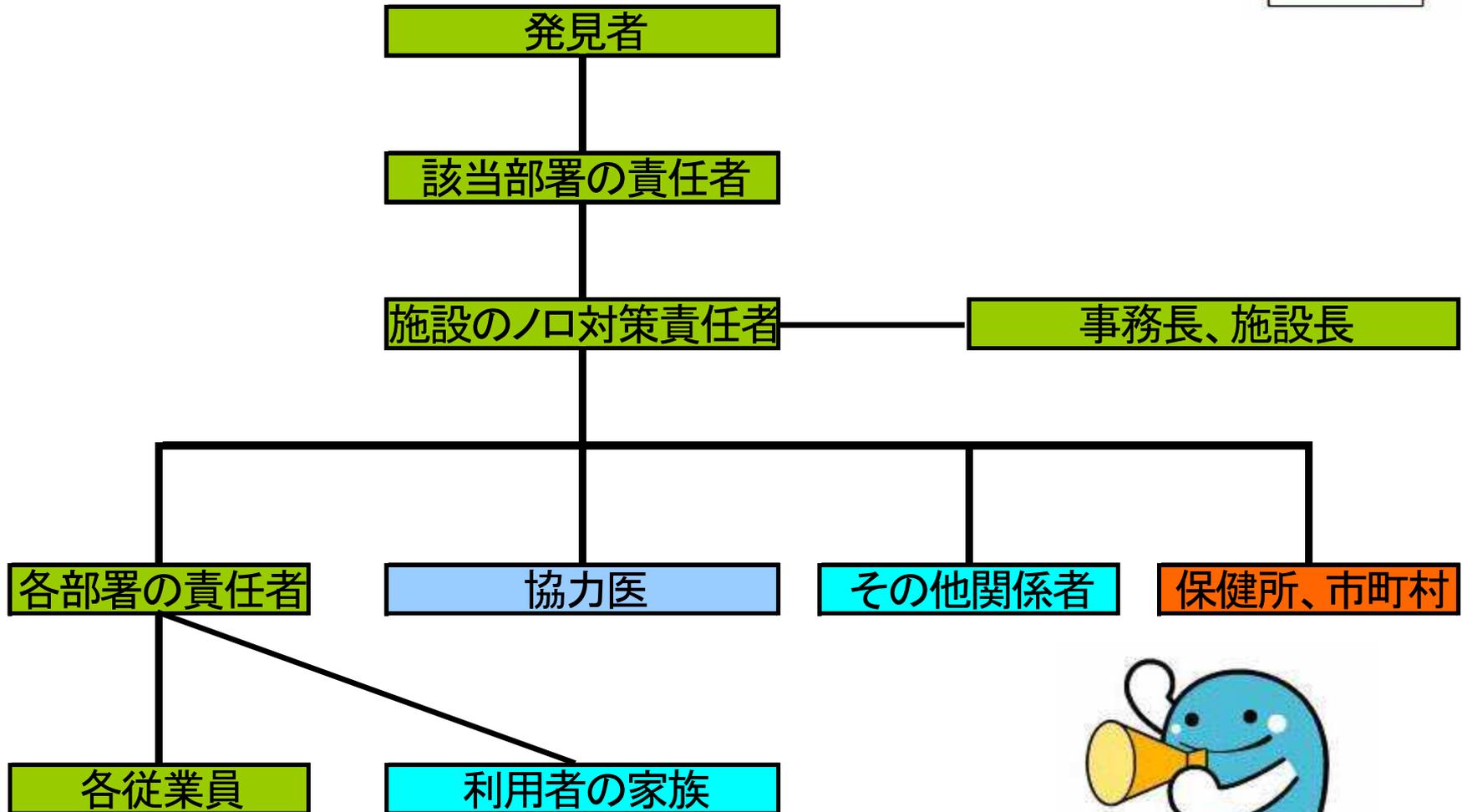
(電話、FAX、携帯メールなど)

## 6 その他関係者の連絡先



各関係者へ

# 1-4 連絡体制フローの例

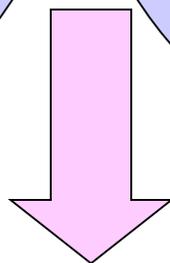


# 1-5 対策チェックシートの目的



平常時・発生時、  
新たに必要となる  
対策の確認

いつ、誰がみても  
分かるチェック  
シートの作成



即対応が可能に

# 1-6 チェックシート



## 《平常時》

### ①健康調査の日報

利用者・職員用(調理従事者含む)の健康管理

## 《事件発生時》

### ①経過の記録 いつ、どこで、だれが、どのくらいの人数で (家族も調査対象に)

### ②発症状況等調査票(積極的疫学調査票)

1週間前までさかのぼって

### ③施設見取り図 発生場所を分かりやすく

# 1-7 保健所等への報告基準

厚生労働省通知(H17.2.22付)「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」より

以下のいずれかに当てはまる場合は、速やかに保健所及び市町村  
主管課に報告してください。

(同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると  
疑われるものについて)

- ア 死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、  
特に施設長が報告を必要と認めた場合

注:これらに該当しない場合でも、なるべく早く、保健所に相談してください。